

令和6年7月23日

令和6年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、令和6年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区 分	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度
総 額	1 7 兆 5, 4 7 0 億円	1 7 兆 2, 5 9 4 億円
道府県分	9 兆 2, 3 2 5 億円	9 兆 2, 0 8 9 億円
市町村分	8 兆 3, 1 4 5 億円	8 兆 5 0 6 億円

2 交付団体及び不交付団体数

区 分	令 和 6 年 度			令 和 5 年 度		
	交 付	不 交 付	計	交 付	不 交 付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1, 636	82	1, 718	1, 642	76	1, 718
計	1, 682	83	1, 765	1, 688	77	1, 765

3 主な算定事項

- (1) こども・子育て政策に係る基準財政需要額をよりの確に算定するため、測定単位を18歳以下人口とする「こども子育て費」を設けるとともに、こども・子育て政策に要する経費の財源を措置すること。
- (2) 地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 児童虐待防止、障害者の自立支援、介護給付に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実すること。
- (6) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に要する経費の財源を措置すること。
- (7) ごみ収集、学校給食等の地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、その財源を充実すること。
- (8) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等について特例的な措置を講じること。
- (9) 令和6年能登半島地震の被災団体に対し、教育費や法人関係税等の算定において特例的な措置を講じること。
- (10) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (11) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

4 交付決定日

令和6年7月23日（火）

[参 考]

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

未定稿

（単位：百万円）

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	627,816	844,534
青森	213,333	194,919
岩手	222,169	183,433
宮城	157,981	178,046
秋田	195,819	176,357
山形	184,183	151,996
福島	205,445	192,410
茨城	196,334	168,219
栃木	144,779	87,137
群馬	145,472	116,795
埼玉	272,910	200,262
千葉	234,510	195,104
東京	—	71,046
神奈川	129,114	119,705
新潟	249,330	283,516
富山	143,154	85,340
石川	133,619	104,669
福井	131,493	66,755
山梨	138,882	93,517
長野	211,330	262,410
岐阜	192,942	164,722
静岡	188,385	146,945
愛知	123,608	100,576
三重	158,909	129,094
滋賀	133,634	93,175
京都	188,826	177,034
大阪	330,918	349,741
兵庫	348,540	338,009
奈良	175,999	137,371
和歌山	185,106	125,015
鳥取	141,480	88,950
島根	179,361	130,200
岡山	172,138	195,757
広島	190,098	231,246
山口	178,942	132,919
徳島	150,893	91,622
香川	126,357	89,056
愛媛	171,488	145,281
高知	178,821	129,169
福岡	301,065	375,607
佐賀	151,481	93,875
長崎	230,976	183,533
熊本	219,449	243,654
大分	180,635	126,395
宮崎	191,311	129,531
鹿児島	278,692	248,664
沖縄	224,808	141,179
合 計	9,232,538	8,314,489

（注） 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。